

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十六年十月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	丸子 修司	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人廿日市スポーツクラブ		広島県廿日市宮園三丁目二番地八	この法人は、主に廿日市及び近郊在住の住民に対して、スポーツ活動を通じた明るい人格形成やコミュニケーションづくりの精神のもとに、球技を中心としたスポーツ支援活動に関する事業を行い、地域コミュニティ活動と青少年の育成に寄与することを目的とする。	・目的、種類及び事業の変更 ・法改正に伴う文言の変更	平成二十六年一〇月七日